

道路協力団体の第7回の指定に向け募集を始めます

- 北海道開発局ではこのたび、道路協力団体^(注)の指定に向け、7回目の公募を開始いたします。
- 公募の事前相談期間、申請受付期間については、以下のとおりです。
事前相談期間：令和4年11月 7日(月) ～ 令和4年11月18日(金)
申請受付期間：令和4年11月21日(月) ～ 令和4年12月 2日(金)
- 公募に関する詳細（募集要項等）については、別紙－1の各開発建設部ホームページをご確認ください。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別紙－2をご覧ください。

詳しくは、北海道開発局ホームページをご覧ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_kei/ud49g7000000b8fg.html

自治体管理の道路において道路協力団体の指定を希望する場合は、管轄する自治体にご相談ください。

【添付資料】

- 別紙－1 : 道路協力団体を募集する開発建設部一覧、北海道開発局開発建設部管理区域図
- 別紙－2 : 道路協力団体制度について
- 別紙－3 : 道路協力団体指定の状況（北海道開発局管内）
- 参考 : 道路協力団体指定準則等の改正について

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

建設部 道路計画課

課長補佐

中根 亨（内線 5355）

建設部 道路計画課

道路調査専門官

新井田 勇二（内線 5845）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



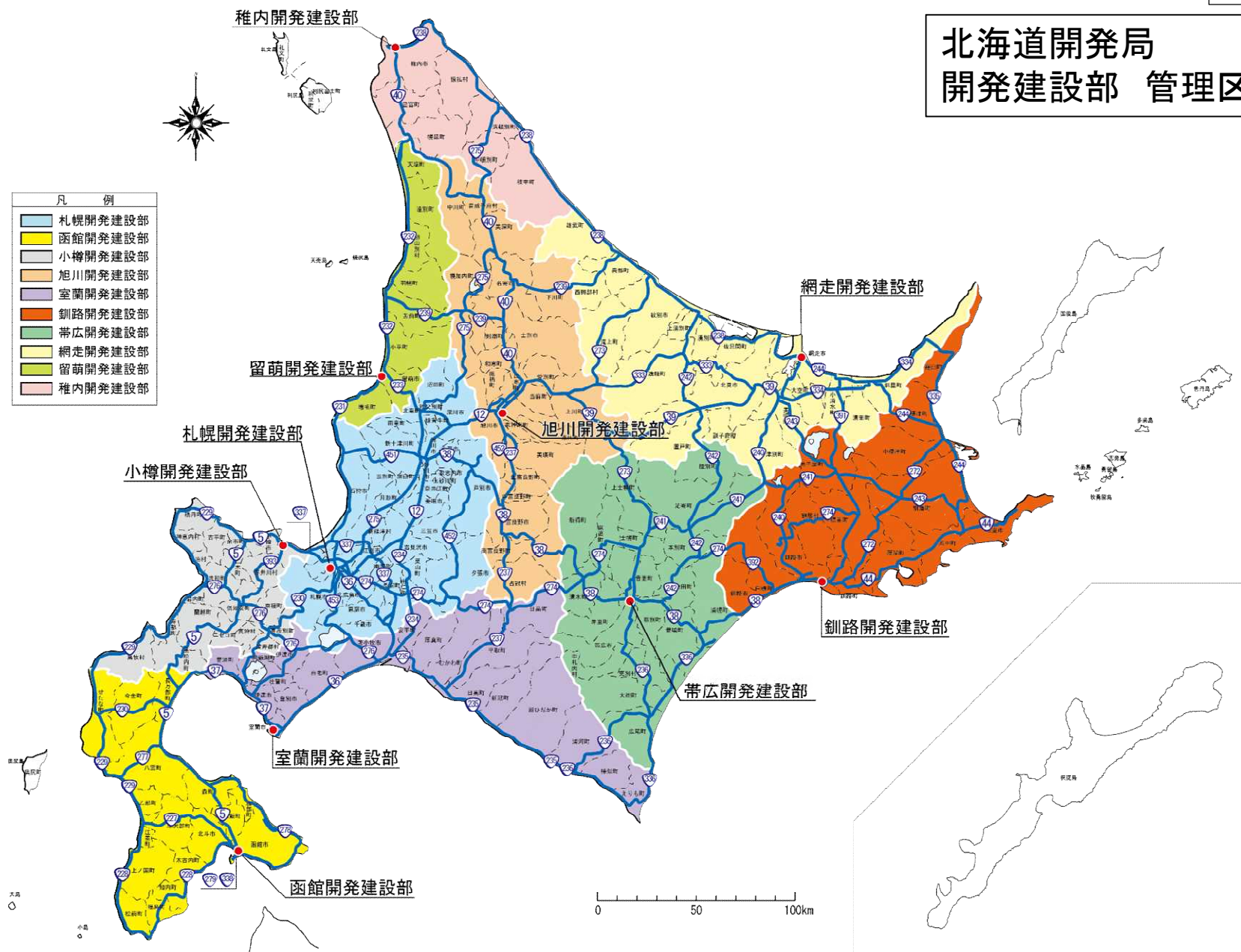
道路協力団体を募集する開発建設部

道路協力団体の募集は、活動しようとする道路を管理する各開発建設部の道路計画課等において受け付けます。

募集要項や提出先等について、詳しくは各開発建設部のホームページをご参照ください。

機関名	部署	ホームページURL	電話(直通)
札幌開発建設部	都市圏道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/douro_keikaku/kluhh4000000313b.html	011-611-0216
函館開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/douro/eqp9bq0000000f17.html	0138-42-7618
小樽開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/douro_keikaku/vu2tjq0000001k9u.html	0134-23-5229
旭川開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/as/douro_keikaku/vkvvn80000001702.html	0166-32-4295
室蘭開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/douro_keikaku/tn6s9g0000002m1d.html	0143-25-7046
釧路開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/douro_keikaku/b0sadt000000g1p3.html	0154-24-7268
帯広開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/douro_keikaku/douro/fns6al0000005dqq.html	0155-24-4106
網走開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/douro_keikaku/icrceh00000065o7.html	0152-44-6510
留萌開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/douro_keikaku/dfvnau0000004kgb.html	0164-42-4526
稚内開発建設部	道路計画課	https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/douro_keikaku/eocjpv00000048bn.html	0162-33-1146

北海道開発局
開発建設部 管理区域図



「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

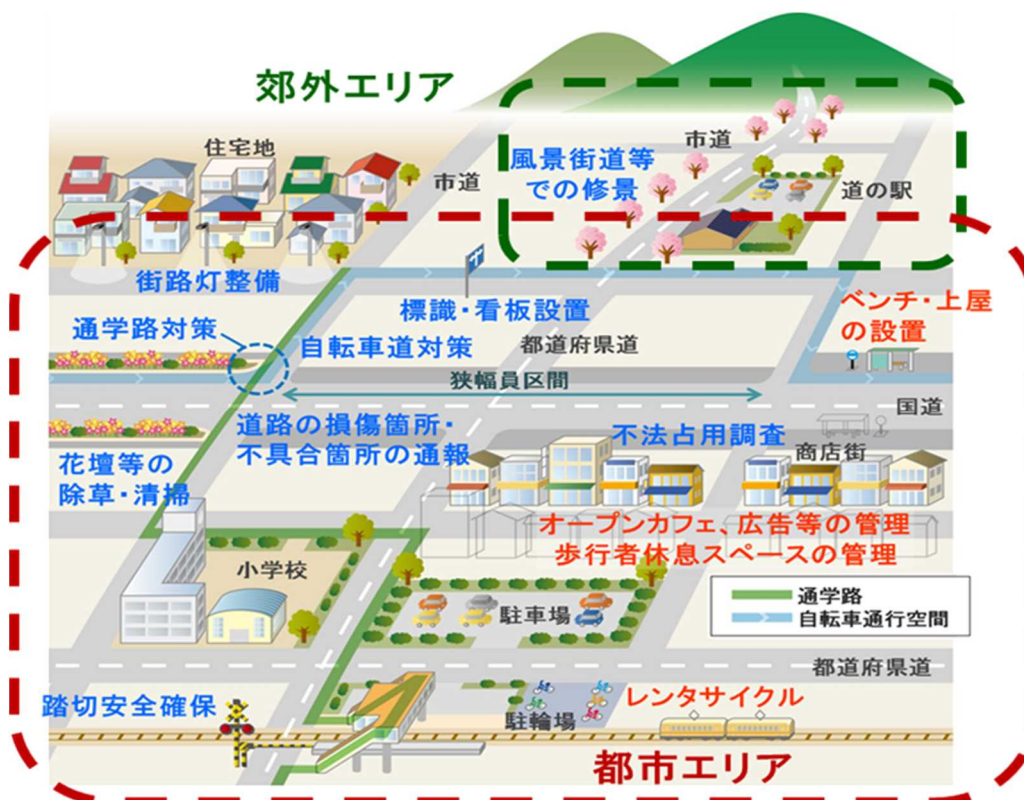
2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

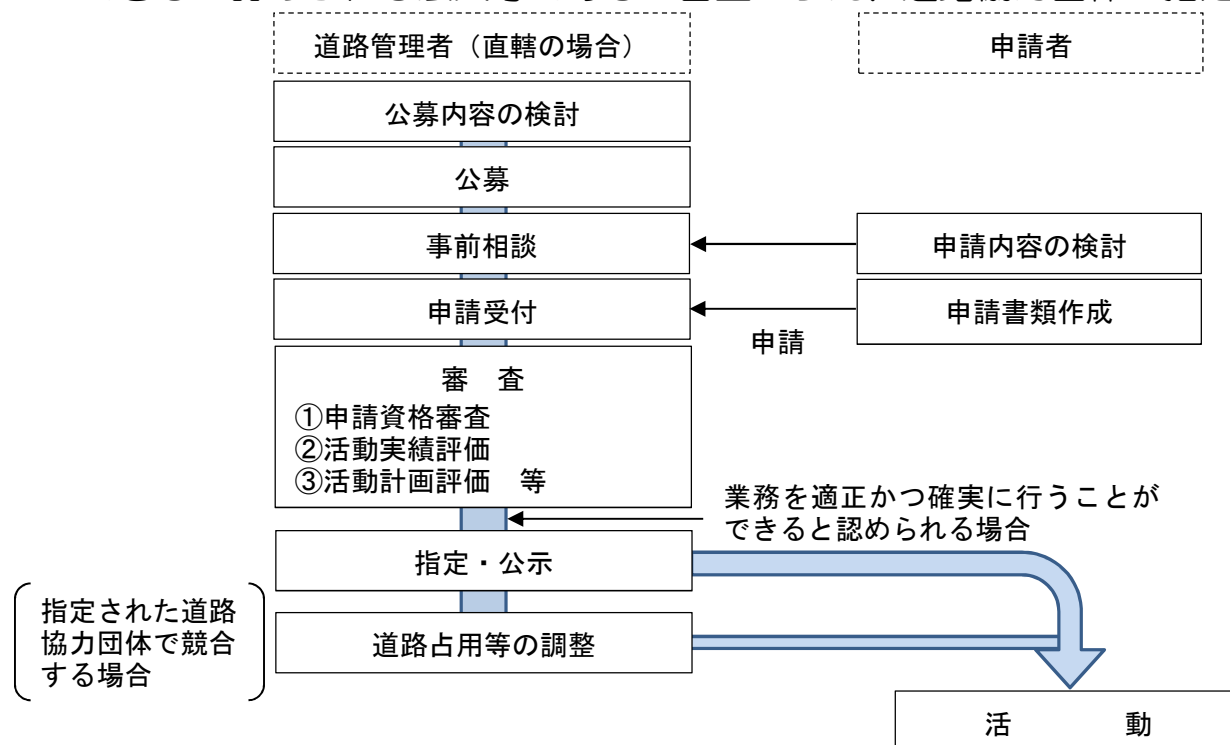
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。
申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

別紙-3

	指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
第一回指定	国(北海道開発局)札幌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目2-17
	国(北海道開発局)札幌第2号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13
	国(北海道開発局)札幌第3号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表 者会議	札幌市南区澄川3条2丁目5番7号 株式会社 岩本石庭 内(変更)
	国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	支笏洞爺ニセコルート代表者会議	有珠郡壮瞥町字滝之町384-1
	国(北海道開発局)網走第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	東オホーツクシーニックバイウエイ連携会議	網走市南2条西5丁目1(更新)
	国(北海道開発局)留萌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	萌える天北オロロンルート運営代表者会議	苫前郡苫前町字古丹別195
第二回指定	国(北海道開発局)帯広第1号	令和2年12月18日(更新) (初回指定平成29年12月18日)	令和7年12月17日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ十勝平野・山麓ルート代表者会議	河東郡鹿追町新町1丁目43
第三回指定	国(北海道開発局)釧路第1号	令和3年12月24日(更新) (初回指定平成31年1月18日)	令和8年12月23日まで (更新)	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者 会議	釧路市新川町1-7
第四回指定	国(北海道開発局)帯広第2号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	十勝シーニックバイウエイ南十勝夢街道ルート代表者会議	河西郡中札内村大通南2丁目24
	国(北海道開発局)函館第1号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議	函館市富岡町1丁目5-11
第六回指定	国(北海道開発局)旭川第1号	令和3年12月24日 (初回指定令和3年12月24日)	令和8年12月23日まで	シーニックバイウエイ北海道大雪・富良野ルート運営代表者 会議	空知郡上富良野町宮町1丁目2-25

道路協力団体指定準則等の 改正について

国土交通省 道路局
環境安全・防災課
令和元年9月

道路協力団体制度の改善と拡充(1. 業務内容の充実)

業務内容の充実を図るため、以下の通り、活動実施申請区間の考え方を見直します。

従来

【業務実施申請区間の定義】

- ・5年間の実績で申請可能（協定締結時には2年間で申請可）
- ・1号業務の実績のみを対象
- ・1号業務の実施区間内のみしか収益活動を実施できない。

〔イメージ〕

4号：調査研究

5号：普及啓発活動
(実績対象外)

1号：清掃活動
(実績対象)

2号：収益活動

※1号業務の実施区間内のみ

道の駅・無人PA・駅前広場など

3号：情報発信
(実績対象外)

見直し

【業務実施申請区間の定義】

- ・指定後、活動を実施した新規区間は2年間の実績で申請可能
- ・1号業務以外の活動実績（2～6号業務）についても申請可能
- ・活動実績のある申請区間内での2号業務(収益活動)を可能とする。

〔イメージ〕

4号：調査研究

5号業務(普及啓発活動)を
実績対象に

1号：清掃活動
(実績対象)

道の駅・無人PA・駅前広場など

3号業務(情報発信)を実績対象に
2号業務(オープンカフェ等)が可能に

※2号業務の実施箇所では、
1号業務(清掃活動)を必須とする。

道路協力団体制度の改善と拡充(2. 収益使途の拡大)

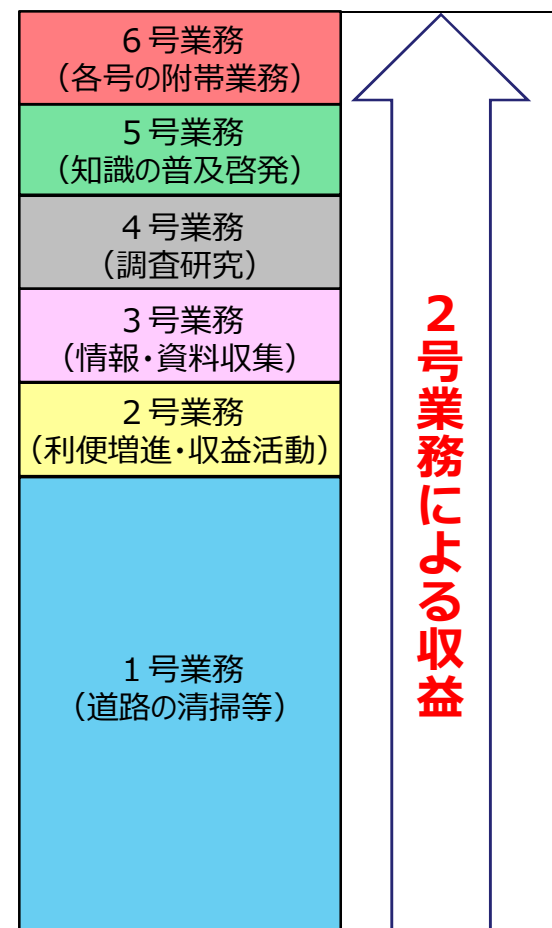
収益使途の拡大を図るため、以下の通り、収益の還元可能な業務範囲を見直します。

従来



○ 2号業務による収益を1号業務のみに充当

見直し



○ 2号業務による収益を1～6号業務に充当
※ 1号業務がおろそかにならないよう、
1号業務に充当した上で他業務に充当

その他主な変更点

○指定する期間、更新

- ・道路協力団体に指定する場合、その期間は **5 年間** を上限
- ・指定期間の終了後継続して指定を希望する場合には、次期の活動実施計画書を提出し、審査の上、再度指定されることが必要

○保険の加入

- ・活動中（道路上での清掃活動など）の事故等万が一の時に備えるため、保険に加入するようお願いします。